

被災中小企業への融資支援について

平成30年7月豪雨により被災した中小企業者は、今後の事業継続について判断をせまられ、継続するには資金面での支援は必須であることから、岡山市の融資制度を拡大して中小企業者を支援する。

セーフティネット保証4号(注1)は、現在金融機関から保証付きの融資を受けているも、別枠で保証限度枠8,000万円の融資が受けられます。(市内で1年以上継続して事業を行っている企業)

岡山県の支援
(直接・間接被害)

岡山市の支援
(直接被害)

市内で事業を始めて
1年未満の企業
(直接被害)

- ・融資限度額 8,000万円
- ・利率1.15%
(通常より-0.5%)
- ・保証料率0.6%
(通常より-0.2%)

- ・融資限度額 1,500万円
- ・利率1.41%(3年間 0%)
- ・保証料率0.6%
(通常より-0.2%)

- ・融資限度額 1,500万円
- ・利率1.41%(3年間 0%)
- ・保証料率(0.45~1.76%)

注1:セーフティネット保証4号(中小企業信用保険法第2条第5項第4号)は、自然災害等の突発的な事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度で国が指定する。

公的制度の減免等の支援について

○ 国が要請する減免を着実に実施するとともに、市独自の減免率の上乗せ実施や、被災者への就学援助を行うなど被災者に寄り添った支援を実施する

1. 保険料

【期間:H30年7月～H31年3月末】

(1) 国民健康保険

低所得者層(賦課基準となつた総所得金額等が170万円以下の世帯)については、市独自に減免基準を上乗せし、100%減免(半壊・床上浸水)
※170万円を超える世帯であっても、国が定める基準所得を下回る法定軽減世帯は上記と同様の取扱いとする。

(2) 介護保険

低所得者層(世帯全員が市民税非課税の方)は、市独自に減免基準を上乗せし、100%減免(半壊・床上浸水)

2. 保育料・幼稚園授業料等

【期間:H30年7月～H31年3月末】

床上浸水について、従来基準の3割から5割に上乗せ実施し、期間についても6か月から9か月に延長

3. 就学援助

【期間:H30年7月～H31年3月末】

被災者(全半壊・床上浸水)について、被災日以降の就学援助を行う。

4. 窓口負担免除・利用料減免

(1) 窓口負担免除

【期間:H30年7月～10月末日】

岡山市の国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の被保険者における被災者(全半壊・床上浸水)は、医療機関等での受診や介護サービスを受ける際の窓口負担を免除

(2) 障害福祉サービス等利用料減免

【期間:H30年7月～10月末日】

障害福祉サービス利用に係る利用者負担額を減免(全半壊・床上浸水)

岡山市独自

岡山市独自

岡山市独自

国民健康保険料の減免(総所得金額170万円以下の世帯)

	床上浸水	半壊	全壊
現行基準(減免率)	40%	50%	50%
国基準(減免率)	50%	50%	100%
特例(減免率)	100%	100%	100%

※170万円を超える世帯は、国基準の減免を実施。
※現行基準:これまでの災害時における市の保険料減免の基準
※国基準:国庫補助の対象となる保険料減免の基準

介護保険料の減免(世帯全員が市民税非課税の方)

	床上浸水	半壊	全壊
現行基準(減免率)	20%	20%	20%
国基準(減免率)	50%を超えない範囲	50%	100%

特例(減免率)
100% 100% 100%

※市民税課税世帯の場合は、国基準の減免を実施。
※現行基準:これまでの災害時における市の保険料減免の基準
※国基準:国庫補助の対象となる保険料減免の基準

保育料・幼稚園授業料等

現行基準(減免率)
30% 50% 100%

特例(減免率)
50% 50% 100%

※現行基準:これまでの災害時における市の保育料等の減免基準
※対象:全壊、半壊、床上浸水 ※額は年額

	小学校	中学校
学用品費	約8,000円	約16,000円
学校給食費	約17,000円	約19,000円

岡山市独自

義援金・見舞金について

岡山市独自

- 日本赤十字社・共同募金会、県・市の義援金(合計約1.6億円)について、岡山市配分委員会(H30.7.31)で第1次配分方法を決定
- 併せて、従来、災害救助法の適用を受けた災害を対象外としていた災害見舞金について、今後対象とするよう制度を見直し、義援金支給対象の被災者に支給
- 対象：人的被害(死亡者)、住家被害(全壊、半壊、床上浸水／一部破損)

○スケジュール

- 7月31日 市配分委員会開催・第1次配分方法の決定
- 8月2日以降順次 申請書送付・申請受付
- 8月10日目途 義援金・災害見舞金支給

○具体額

被害	義援金	災害見舞金	合計金額	対象数
人的被害	死亡者	10万円	12万円	22万円 2名
住家被害	全壊	10万円	3~5万円※	13~15万円 1棟
	半壊	5万円	1.5~3万円※	6.5~8万円 1,629棟
	床上浸水／一部破損	3.5万円	1.5万円	5万円 1,631棟

※世帯構成により額を決定

平成30年7月豪雨災害への対応について(予算関係)

- 被災地の応急復旧や被災者の支援を円滑に進めるため、当面必要な経費は、既存予算を活用し迅速に対応
- 所要経費について、9月補正予算を皮切りに適時に確保
- 国・県の支援措置等を最大限に活用するとともに、市独自の対応策を段階的によりまとめ

①生活再建支援 (被災者の支援経費)

- 避難所の設置・運営の実施
- 当面の住居の確保
- 災証明等の手続の迅速化
- 住宅の応急復旧
- 商工・農林水産業への支援
- 災害ゴミの収集・運搬・処理
- 各種料金等の減免
- 災害見舞金 等

<予算措置等>

- 既存予算を活用し迅速に対応

- 所要経費は補正予算で編成

- 当初予算に向けた検討

②公共施設等の復旧

- 道路、河川、農業施設、学校 等